

ショートステイさつまの里 1 (併設型多床室)
 ショートステイさつまの里 2 (併設型ユニット型)
 重要事項説明書

1. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 047-401-1500 (午前9時～午後5時まで)
 担当

2. 法人及び特別養護老人ホームさつまの里概要

(1) 施設経営法人

- | | |
|------------|------------------|
| ① 名称・法人種別 | 社会福祉法人 高嶺福祉会 |
| ② 代表者役職・氏名 | 理事長 菅原 暁 |
| ③ 法人所在地 | 千葉県鎌ケ谷市佐津間989番地1 |
| ④ 連絡先 | 電話 047-401-1500 |
| ⑤ 設立年月日 | 平成26年6月1日 |

(2) 特別養護老人ホームさつまの里事業内容

- | | |
|-------------------|------|
| ・ユニット型介護福祉施設 | 110室 |
| ・併設型短期入所生活介護 | 20床 |
| ・併設型ユニット型短期入所生活介護 | 10室 |
| ・通常規模通所介護 | 40人 |

(3) 第三者評価の実施・・・なし

3. ご利用施設

(1) 名称及び所在地など

施設名称	ショートステイさつまの里 1 ショートステイさつまの里 2
所在地	千葉県鎌ケ谷市佐津間989番地1
介護保険指定番号	併設型短期入所生活介護 (1272901263号) 併設型ユニット型短期入所生活介護 (1272901271号)

(2) 定員 併設型短期入所生活介護 20名/日

定員 併設型ユニット型短期入所生活介護 10名/日

(3) 職員体制 (令和6年4月1日現在の特養ホームさつまの里の職員体制)

① 併設型短期入所生活介護

- | | | |
|---------|----|------|
| 施設長 | 常勤 | 1名 |
| 副施設長 | 常勤 | 1名 |
| 介護支援専門員 | 常勤 | 1名 |
| 生活相談員 | 常勤 | 1名以上 |

医師	非常勤	1名
看護職員	常勤・非常勤	1名以上（常勤換算後の人数）
介護職員	常勤・非常勤	7名以上（常勤換算後の人数）
管理栄養士	常勤	1名
機能訓練指導員	常勤・非常勤	1名以上（看護職員兼務）
事務員	常勤・非常勤	2名以上

* 人員配置 I 型（利用者数に対する介護・看護職員数の比率が常勤職員換算で 3 対 1 以上）、夜勤条件基準型（夜勤職員 2 名）とします。

② 併設型ユニット型短期入所生活介護

施設長	常勤	1名
副施設長	常勤	1名
介護支援専門員	常勤	1名
生活相談員	常勤	1名以上
医師	非常勤	1名
看護職員	常勤・非常勤	2名以上（常勤換算後の人数）
介護職員	常勤・非常勤	40名以上（常勤換算後の人数）
管理栄養士	常勤	1名
機能訓練指導員	常勤・非常勤	1名（看護職員兼務）
事務員	常勤・非常勤	2名以上

* 人員配置 I 型（利用者数に対する介護・看護職員数の比率が常勤職員換算で 3 対 1 以上）、夜勤条件基準型（夜勤職員 2 名）とします。

4. 医師の意見書

初回サービス利用時には、ご利用される方の健康状態を把握し適切な援助を行うため、かかりつけ医師の介護認定に係る意見書をご提出いただきます

5. サービス内容

(1) 短期入所生活

介護計画の作成 利用者について解決すべき課題を把握し、利用者の意向を踏まえた上で、サービス計画を作成します。

(2) 食事 朝食 8:00～ 昼食 12:00～ 夕食 18:00～

(3) 入浴 原則として、週に 2 回入浴していただけます。

ただし、発熱等病状に応じ、入浴を控えて清拭等となる場合があります。

(4) 介護 サービス計画に沿って、必要に応じ下記の介護を行います。

食事介助、入浴介助、排泄介助、おむつ交換、着替え介助、口腔ケア、移動移乗介助、体位交換、シーツ交換、認知症症状へのケア等

(5) 機能訓練

体操等、集団で行う生活リハビリには、随時ご参加いただけます。
個別の機能訓練につきましては、担当医師からの指示書を頂き、
その中から当施設にて可能な範囲のものを行います。

(6) レクリエーション

季節ごとの行事や、書道、手工芸、音楽などの活動に参加いただけます。

(7) 健康管理

サービス利用中の健康管理のための援助を担当職員により行います。

(8) 生活相談

施設での生活上の様々なご相談をはじめとして、地域の社会資源や
利用できるサービスのご紹介等についてご相談に応じさせていただきます。

(9) 理容・美容サービス

月1回各々のサービスを実施しております。
費用については、ご利用料金と一緒に請求させていただきます。

6. サービスの利用方法

(1) サービスの利用申し込み

まず、担当の介護支援専門員(ケアマネジャー)へお申し込みください。介護
支援専門員が申し込みの手続きを代行します。

ご利用期間決定後、契約を締結いたします。なお、ご利用の予約は当月の
3ヶ月先までご予約頂けます。

また、契約締結にあたってのご説明は、ご来設・訪問にてさせていただいて
おります。また状況に応じてお電話での説明も承っております。

(2) サービス利用契約の終了

① ご利用者のご都合でサービス利用契約を終了する場合

実際に短期入所生活介護をご利用中でなければ、文書でのお申し出により
いつでも解約できます。

② 自動終了

以下の場合は双方の通知がなくても自動的に契約は終了とみなします。

- ・ ご利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・ ご利用者がお亡くなりになった場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けているご利用者の要介護認定区分が、
非該当（自立）と認定された場合

③ その他

利用者が、サービス利用料金の支払を30日以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず15日以内に支払わない場合は、文書で通知することにより、サービス利用契約を終了させていただきます。

やむを得ない事情により施設を閉鎖もしくは縮小する場合は、30日前までに文書で通知することにより、サービス利用契約を終了させていただきます。

利用者やそのご家族などが当施設、施設職員、または他の利用者に対して、本契約を継続し難いほどの暴力、暴言その他迷惑行為を行った場合は、文書で通知することにより、サービス利用契約を終了し、即時に退居していただきます。

なお、この場合、契約終了後の予約は無効となります。

7. 当施設のサービスの特徴等

(1) 運営の方針

- ① 短期入所生活介護事業所は、利用者の心身の特性をふまえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目指します。
- ② 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連帯を図り総合的なサービスの提供に努めます。

(2) サービス利用に当たっての留意事項

(1) 飲酒、喫煙

- ① 飲酒、喫煙は原則自由ですが、健康上禁止されている方、入居している方にご迷惑がかかる場合は、お断り致します。
- ② 酒、タバコ、ライターなどの管理に関しては施設職員が行います。喫煙は必ず喫煙所をお願いいたします。遵守できない場合は喫煙をお断り致します。

(2) 飲食物の持ち込み

面会時、飲食物をお持ちになられた場合は健康管理上、必ず施設職員にお伝えください。衛生上居室内には飲食物を置いて行かれない様お願い致します。また、ご入居者が飲食物を召し上がられた際は内容を施設職員までお伝えください。

(3) 金銭、貴重品の管理

多額の金銭、高価な貴金属等はお持ちにならないようお願い致します。

※貴重品の紛失に際し、当施設では責任を負いかねますので、貴重品のお持ち込みはご遠慮ください。

(4) 外出

外出等の際は、所定の用紙がございますので、ご予約について担当職員までお申し出いただきます。健康上の理由や感染症流行期等の理由でお断りする場合がございます。付き添い、送迎はご家族でお願いします。

(5) 所持品の持ち込み

- ① 所持品の持ち込みも承ります。お持ち込みになる際は持ち込む物品を担当職員までお知らせください。また、居室以外で使用する場合はご相談ください。
- ② 持ち込んだ所持品に関して処分する際はご家族でお願いします。
- ③ ショートステイご利用期間外のお荷物の保管は承れません（ただし、在宅酸素機器は除く）。

(6) ペットなどの飼育

ペットなどの飼育は原則禁止とさせていただきます。

(7) 設備、器具、居室の利用

- ① 居室及び共用施設、設備、器具、敷地等を其の本来の用途にしたがってご利用ください。
- ② 居室、共用施設、設備、器具などを壊したり、汚したりした場合にはご契約者の自己負担により現状に復旧していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合がございます。
- ③ 利用者に対するサービスの実施および安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。

(8) 宗教・政治活動・その他勧誘活動

当施設の職員や他の利用者に対し、迷惑となるような活動はご遠慮ください。

8. 非常災害対策

当施設は、消火設備、非常放送設備等、災害、非常時に備えて必要な設備を設けるとともに、非常災害等に対して具体的な防災計画・避難計画等をたて、職員及びご利用者が参加する訓練を定期的の実施いたします。

9. サービス内容に関する相談・苦情

① ご利用者相談・苦情担当

苦情受付担当者 担当 生活相談員

電話 047-401-1500

苦情解決責任者 副施設長 木村 誠子

第三者委員 NPO 法人ラフト 喜本 由美子

② 区市町村

当施設以外に、区市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

鎌ヶ谷市役所 高齢者支援課 電話 047-445-1380
 柏市役所 高齢者支援課 電話 04-7168-1996
 白井市役所 高齢者福祉課 電話 047-492-1111
 松戸市役所 高齢者支援課 電話 047-366-7346
 船橋市役所 高齢者福祉課 電話 047-436-2352
 市川市役所 施設グループ 電話 047-712-8548

③ 千葉県国民健康保険連合会

担当 介護保険課 電話 043-254-7428

10. 緊急時の対応方法

ご利用者に容態の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

緊急連絡先	
	氏名（ふりがな） ()
	住所
	電話（自宅/携帯）
	本人との続柄
	氏名（ふりがな） ()
	住所
	電話（自宅/携帯）
	本人との続柄
	氏名（ふりがな） ()
	住所
	電話（自宅/携帯）
	本人との続柄
主治医	病院/診療所名
	医師名
	住所
	電話番号

1 1 . 個人情報の使用に係る同意

(1) 施設内部での利用目的

- ① 施設が利用者等に提供する介護サービス
- ② 介護保険事務
- ③ 介護サービスの利用にかかる施設の管理運営業務のうち次のもの
 - ・入退居等の管理
 - ・会計、経理
 - ・介護事故、緊急時等の報告
 - ・当該利用者の介護・医療サービスの向上
- ④ 施設の管理運営業務のうち次のもの
 - ・介護サービスや業務の維持・改善の基礎資料
 - ・施設等において行われる学生等の実習への協力
 - ・施設において行われる事例研究等

(2) 他の介護事業者等への情報提供を伴う利用目的

- ① 施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - ・利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業者等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - ・その他の業務委託
 - ・利用者の診療等に当たり、外部の医師の意見・助言を求める場合
 - ・家族等への心身の状況説明
- ② 介護保険事務のうち
 - ・保険事務の委託（一部委託含む）
 - ・審査支払い機関へのレセプトの提出
 - ・審査支払い機関又は保険者からの照会への回答
- ③ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等
- ④ 施設の管理運営業務のうち
 - ・外部監査機関、評価機関等への情報提供

(3) その他：写真の使用について

下記の項目のうち、したもののみ写真の使用を承諾します。

- 広報誌
- パンフレット
- 法人（施設）ホームページ
- 施設内の掲示
- 介護情報誌等（取材要請に応じた場合）
- いずれも掲載をお断りします。

12. 利用料金について

ショートステイさつまの里 1 短期入所生活介護（併設型多床室）

(1) 介護保険法が定める法定料金

鎌ヶ谷市・地域区分：6級地、1単位＝10.33円

① 基本サービス利用料 併設型短期入所生活介護費Ⅱ・夜間条件基準型

要介護度	1日の単位	1日の自己負担額の目安		
		1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	603単位	623円	1,159円	1,868円
要介護2	672単位	694円	1,245円	2,082円
要介護3	745単位	769円	1,388円	2,308円
要介護4	815単位	841円	1,539円	2,525円
要介護5	884単位	913円	1,826円	2,739円

※長期利用者に対して短期入所生活介護を提供する場合は、30単位減。

② 加算料金等

	1日の単位	1日の自己負担額の目安		
		1割負担	2割負担	3割負担
送迎費（片道分）	184単位	190円	380円	570円
療養食加算	23単位	24円	48円	72円
看護体制加算（Ⅰ）	4単位	5円	9円	13円
看護体制加算（Ⅱ）	8単位	9円	17円	25円
夜勤職員配置加算（Ⅰ）	13単位	14円	27円	41円
緊急短期入所受入加算	90単位	93円	186円	279円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22単位	23円	46円	69円
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	18単位	19円	37円	56円
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6単位	7円	13円	19円
個別機能訓練体制加算	56単位	58円	116円	174円
若年性認知症利用者受入加算	120単位	124円	248円	372円
介護職員処遇改善加算	※			

※「介護処遇改善加算」以下（Ⅰ）～（Ⅳ）のいずれか/月

（Ⅰ）総単位数（介護報酬＋加算）×14.0%

（Ⅱ）総単位数（介護報酬＋加算）×13.6%

（Ⅲ）総単位数（介護報酬＋加算）×11.3%

（Ⅳ）総単位数（介護報酬＋加算）×9.0%

処遇改善加算として事業者が受け取る費用については、中間搾取することなく、介護職員に全額手渡す算定ルールになっており、職員への人件分を「加算」という形での利用者負担を求めているものです。

(2) 所定料金（介護保険法で基本サービスとは別に利用者が自己負担することとされ、事業所ごとに利用者との契約に基づくものとされているもの）

- ① 食費 1食あたり 朝食 440円・昼食 680円・夕食 680円
- ② 滞在費 1日あたり 990円

※食費・滞在費については、所得に応じた下記減免措置の制度があります。（日額）

段階	対象者		滞在費	食費
第1段階	生活保護受給者		0円	300円
	住民 税 世 帯 非 課 税	老齢福祉年金受給者		
合計所得金額と年金収入の合計が 80万円以下		430円	600円	
合計所得金額と年金収入の合計が 80万円超以上 120万円以下		430円	1,000円	
合計所得金額と年金収入の合計が 120万円超以上 266万円以下		430円	1,300円	
第3段階 ①				
第3段階 ②				
第4段階	合計所得金額と年金収入の合計が 266万円超		990円	1,800円

③ 個別サービス利用料金

サービス項目	サービス内容	料金
電気使用料	テレビ・電気毛布等	1日 50円
理美容サービス	カット等	実費負担
クラブ活動	材料費	実費負担
レクリエーション	花見・夏祭り・敬老会・新年会	実費負担
出張喫茶	コーヒー・お菓子等	1つ 100円

※ その他個別でご希望されたサービスについては、その都度実費を頂きます。

④ 文書料

サービス項目	サービス内容	料金
コピー代	記録物をコピーした場合	1枚 10円

ショートステイさつまの里 1 介護予防短期入所生活介護（併設型多床室）

（1）介護保険法が定める法定料金

鎌ヶ谷市・地域区分：6級地、1単位＝10.33円

① 基本サービス利用料 併設型介護予防短期入所生活介護費Ⅱ・夜間条件基準型

要介護度	1日の単位	1日の自己負担額の目安		
		1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	451単位	466円	931円	1,397円
要支援2	561単位	580円	1,159円	1,739円

② 加算料金等

	1日の単位	1日の自己負担額の目安		
		1割負担	2割負担	3割負担
送迎費（片道分）	184単位	190円	380円	570円
療養食加算	23単位	24円	48円	72円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22単位	23円	46円	69円
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	18単位	19円	37円	56円
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6単位	7円	13円	19円
個別機能訓練体制加算	56単位	58円	116円	174円
若年性認知症利用者受入加算	120単位	124円	248円	372円
介護職員処遇改善加算	※			

※介護処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅳ）のいずれか/月

（Ⅰ）総単位数（介護報酬＋加算）×14.0%

（Ⅱ）総単位数（介護報酬＋加算）×13.6%

（Ⅲ）総単位数（介護報酬＋加算）×11.3%

（Ⅳ）総単位数（介護報酬＋加算）×9.0%

処遇改善加算として事業者が受け取る費用については、中間搾取することなく、介護職員に全額手渡す算定ルールになっており、基本サービス費で減らされている職員への人件分を「加算」という形での利用者負担を求めているものです。

(2) 所定料金（介護保険法で基本サービスとは別に利用者が自己負担することとされ、事業所ごとに利用者との契約に基づくものとされているもの）

① 食費 1食あたり 朝食 440円・昼食 680円・夕食 680円

② 滞在費 1日あたり 990円

※食費・滞在費については、所得に応じた下記減免措置の制度があります。（日額）

段階	対象者		滞在費	食費
第1段階	生活保護受給者		0円	300円
	非 住 民 税 世 帯	老齢福祉年金受給者		
合計所得金額と年金収入の合計が 80万円以下		430円	600円	
合計所得金額と年金収入の合計が 80万円超以上120万円以下		430円	1,000円	
合計所得金額と年金収入の合計が 120万円超以上266万円以下		430円	1,300円	
第3段階 ①				
第3段階 ②				
第4段階	合計所得金額と年金収入の合計が 266万円超		990円	1,800円

③ 個別サービス利用料金

サービス項目	サービス内容	料 金
電気使用料	テレビ・電気毛布等	1日50円
理美容サービス	カット等	実費負担
クラブ活動	材料費	実費負担
レクリエーション	花見・夏祭り・敬老会・新年会	実費負担
出張喫茶	コーヒー・お菓子等	1つ100円

※ その他個別でご希望されたサービスについては、その都度実費を頂きます。

④ 文書料

サービス項目	サービス内容	料 金
コピー代	記録物をコピーした場合	1枚10円

ショートステイさつまの里 2 短期入所生活介護（ユニット型個室）

（1）介護保険法が定める法定料金

鎌ヶ谷市・地域区分：6級地、1単位＝10.33円

① 基本サービス利用料 併設型ユニット型短期入所生活介護費Ⅰ・夜間条件基準型

要介護度	1日の単位	1日の自己負担額の目安		
		1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	704単位	727円	1,455円	2,182円
要介護2	772単位	797円	1,595円	2,392円
要介護3	847単位	875円	1,750円	2,625円
要介護4	918単位	948円	1,896円	2,844円
要介護5	987単位	1,019円	2,039円	3,059円

※長期利用者に対して短期入所生活介護を提供する場合は、30単位減。

② 加算料金等

	1日の単位	1日の自己負担額の目安		
		1割負担	2割負担	3割負担
送迎費（片道分）	184単位	190円	380円	570円
療養食加算	23単位	24円	48円	72円
看護体制加算（Ⅰ）	4単位	5円	9円	13円
看護体制加算（Ⅱ）	8単位	9円	17円	25円
夜勤職員配置加算（Ⅱ）	18単位	19円	37円	56円
緊急短期入所受入加算	90単位	93円	186円	279円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22単位	23円	46円	69円
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	18単位	19円	37円	56円
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6単位	7円	13円	19円
個別機能訓練体制加算	56単位	58円	116円	174円
若年性認知症利用者受入加算	120単位	124円	248円	37円
介護職員処遇改善加算	※			

※「介護処遇改善加算」以下（Ⅰ）～（Ⅳ）のいずれか/月

（Ⅰ）総単位数（介護報酬＋加算）×14.0%

（Ⅱ）総単位数（介護報酬＋加算）×13.6%

（Ⅲ）総単位数（介護報酬＋加算）×11.3%

（Ⅳ）総単位数（介護報酬＋加算）×9.0%

処遇改善加算として事業者が受け取る費用については、中間搾取することなく、介護職員に全額手渡す算定ルールになっており、職員への人件分を「加算」という形での利用者負担を求めているものです。

(2) 所定料金（介護保険法で基本サービスとは別に利用者が自己負担することとされ、事業所ごとに利用者との契約に基づくものとされているもの）

- ① 食費 1食あたり 朝食 440円・昼食 680円・夕食 680円
- ② 滞在費 1日あたり 2,450円

※食費・滞在費については、所得に応じた下記減免措置の制度があります。（日額）

段階	対象者		滞在費	食費
第1段階	生活保護受給者		880円	300円
	住民 税 世 帯 非 課 税	老齢福祉年金受給者		
合計所得金額と年金収入の合計が80万円以下		880円	600円	
合計所得金額と年金収入の合計が80万円超以上120万円以下		1,370円	1,000円	
合計所得金額と年金収入の合計が120万円超以上266万円以下		1,370円	1,300円	
第4段階	合計所得金額と年金収入の合計が266万円超		2,450円	1,800円

③ 個別サービス利用料金

サービス項目	サービス内容	料金
電気使用料	テレビ・電気毛布等	1日50円
理美容サービス	カット等	実費負担
クラブ活動	材料費	実費負担
レクリエーション	花見・夏祭り・敬老会・新年会	実費負担
出張喫茶	コーヒー・お菓子等	1つ100円

※ その他個別でご希望されたサービスについては、その都度実費を頂きます。

④ 文書料

サービス項目	サービス内容	料金
コピー代	記録物をコピーした場合	1枚10円

ショートステイさつまの里 2 介護予防短期入所生活介護(ユニット型個室)

(1) 介護保険法が定める法定料金

鎌ヶ谷市・地域区分：6級地、1単位＝10.33円

① 基本サービス利用料 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費Ⅰ・夜間条件基準型

要支援度	1日の単位	1日の自己負担額の目安		
		1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	529単位	546円	1,093円	1,639円
要支援2	656単位	678円	1,355円	2,033円

② 加算料金等

	1日の単位	1日の自己負担額の目安		
		1割負担	2割負担	3割負担
送迎費(片道分)	184単位	190円	380円	570円
療養食加算	23単位	24円	48円	72円
サービス提供体制加算(Ⅰ)	22単位	23円	46円	69円
サービス提供体制加算(Ⅱ)	18単位	19円	37円	56円
サービス提供体制加算(Ⅲ)	6単位	7円	13円	19円
個別機能訓練体制加算	56単位	58円	116円	174円
若年性認知症利用者受入加算	120単位	124円	248円	372円
介護職員処遇改善加算	※			

※介護処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅳ)のいずれか/月

(Ⅰ) 総単位数(介護報酬+加算)×14.0%

(Ⅱ) 総単位数(介護報酬+加算)×13.6%

(Ⅲ) 総単位数(介護報酬+加算)×11.3%

(Ⅳ) 総単位数(介護報酬+加算)×9.0%

処遇改善加算として事業者が受け取る費用については、中間搾取することなく、介護職員に全額手渡す算定ルールになっており、職員への人件分を「加算」という形での利用者負担を求めているものです。

(2) 所定料金（介護保険法で基本サービスとは別に利用者が自己負担することとされ、事業所ごとに利用者との契約に基づくものとされているもの）

- ① 食費 1食あたり 朝食 440円・昼食 680円・夕食 680円
- ② 滞在費 1日あたり 2,450円

※食費・滞在費については、所得に応じた下記減免措置の制度があります。（日額）

段階	対象者		滞在費	食費
第1段階	生活保護受給者		880円	300円
	住民 税 世 帯 非 課 税	老齢福祉年金受給者		
合計所得金額と年金収入の合計が 80万円以下		880円	600円	
合計所得金額と年金収入の合計が 80万円超以上 120万円以下		1,370円	1,000円	
合計所得金額と年金収入の合計が 120万円超以上 266万円以下		1,370円	1,300円	
第4段階	合計所得金額と年金収入の合計が 266万円超		2,450円	1,800円

③ 個別サービス利用料金

サービス項目	サービス内容	料金
電気使用料	テレビ・電気毛布等	1日 50円
理美容サービス	カット等	実費負担
クラブ活動	材料費	実費負担
レクリエーション	花見・夏祭り・敬老会・新年会	実費負担
出張喫茶	コーヒー・お菓子等	1つ 100円

※ その他個別でご希望されたサービスについては、その都度実費を頂きます。

④ 文書料

サービス項目	サービス内容	料金
コピー代	記録物をコピーした場合	1枚 10円

令和 年 月 日

短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

<管理者> 副施設長 木村 誠子 印

<説明者名> 生活相談員 大田 智美 印

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、短期入所生活介護サービスの提供開始に同意します。

令和 年 月 日

利用者
<住所>

<氏名> 印

(身元引受人)

<住所>

<氏名> 印

<利用者本人との関係> _____

※ 利用者が認知症等の場合、配偶者、子弟等、成年後見人等の身元引受人
が上記に署名捺印するものと致します。